

子育てのための施設等利用給付認定 申請案内【第2・3号認定】



- 預かり保育（新制度未移行幼稚園、新制度移行幼稚園、認定こども園）
- 認可外保育施設等（認可外保育所、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病児保育）

子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。私立幼稚園及び認定こども園の預かり保育または認可外保育施設等を利用される方が無償化の給付を受けるためには、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

1 対象となる方

以下の①～③に該当するところが必要です。

- ① 「保育を必要とする事由」に該当すること
- ② ・3歳児クラス～5歳児クラスまでの子ども（全世帯）
・0歳児クラス～2歳児クラスまでの子どもの場合は、住民税非課税世帯（※1）
- ③ 保育所等（※2）を利用していない

※1 未婚のひとり親で寡婦等とみなされた場合に非課税者となった場合や、生活保護法上の被扶養者、児童福祉法上の里親を含む

※2 認可外保育所等、一定基準（平日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園、認定こども園

2 認定申請の手続き

預かり保育や認可外保育施設等を利用する方が幼児教育・保育の無償化にかかる給付（以下、「無償化給付」という。）を受けるためには、保護者が保育を必要とする事由に該当している認定を市から受ける必要があります。

該当する方は、こども政策課に申請し、保育の必要性の認定を受けて下さい。

遡っての認定はできませんので、早めの申請をお願いします。

保育を必要とする事由一覧

事 由	給付認定の有効期限
就労（月64時間以上）	就労している期間
妊娠・出産	出産（予定）月を除く前後3か月
疾病・障害等	内容により判断
介護・看護	内容により判断
災害復旧	内容により判断
求職活動等	90日を迎える月末まで
就学	就学期間が終了するまで
その他	市長が必要と認めるとき

3 申請に必要な書類

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認の上、ご提出ください。

① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第2・3号）

（施設記入欄は、利用する園に記入していただいでください。）

② 保育を必要とする証明書等

保育を必要とする事由	提出書類
就労（月64時間以上の就労）	【就労証明書】 ※指定様式（会社員、自営業、農業、内職）
妊娠・出産	【疾病・介護申告書】 ※指定様式 ・母子手帳の写し（表紙と出産予定がわかる部分）
保護者の疾病・障がい	【疾病・介護申告書】 ※指定様式 ・診断書、障害者手帳の写し等
同居親族等の介護、看護	【疾病・介護申告書】 ※指定様式 ・病気療養中の方の診断書、障害者手帳の写し等
災害復旧	【申出書】 ※指定様式 ・罹災証明書等
求職活動	【求職活動申立書】 ※指定様式 ・ハローワークの登録証、派遣登録証等、求職活動の状況がわかる書類の写し
就学	【任意様式】 ・在学証明書の写し及び時間割等、通学の状況がわかる書類の写し
その他	こども政策課へご連絡ください

【新制度未移行幼稚園をご利用の方について】

無償化の制度開始に伴い、新制度未移行幼稚園に通う利用者につきましては、給食費として実費徴収している費用のうち副食費（おかず代）相当分の補助事業を行います。

▼対象者

- ・年収360万未満相当世帯に属する児童
- ・第3子以降の児童

▼補助限度額

月額4,700円

▼算定方法

4月～8月分については前年度、9月～翌年3月分については当年度の市町村民税額を基準に決定します。前年度または当年度、さくら市に住所がなく海外に住所があった方は、別途「給与支払額が分かるもの」をご提出をお願いします。



4 無償化について

(1) 無償化給付の対象および支給限度額

預かり保育や認可外保育施設等を利用する方が幼児教育・保育の無償化にかかる給付（以下、「無償化給付」という。）を受けるためには、保護者が市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

該当する方は、こども政策課に申請し、保育の必要性の認定を受けて下さい。
遡っての認定はできませんので、早めの申請をお願いします。

◆4月1日時点の年齢 ◆満3歳児とは、年度途中で3歳の誕生日を迎えた子		○預かり保育	○認可外保育所 ○一時預かり ○ファミサポ ○病児保育
		3～5歳児クラス（全世帯）	月額上限 11,300円 （利用日数×450円）
0～2歳児 クラス	満3歳児 （課税世帯）	—	—
	満3歳児 （非課税世帯）	月額上限 16,300円	月額上限 42,000円
	0～2歳児 （課税世帯）		—
	0～2歳児 （非課税世帯）		月額上限 42,000円

(2) 無償化給付の請求について

無償化給付については、基本的に償還払い（一度立て替え払いが発生し、支払い分を後日支給）による支給になります。

支給を受けるためには、別途、請求が必要です。

【請求に必要な書類】 ★不備や誤りがある場合は支給できません。

- ①「施設等利用費請求書（償還払い用）」※訂正は必ず訂正印をお願いします。
- ②「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」
- ③「特定子ども・子育て支援提供証明書」

※②③は施設が発行するものになります。施設によっては、園で取りまとめる場合があります。

【提出期限のめやす】 期日を過ぎた場合は、お早めにご提出ください。

期 月	提出期限
第1期（4月分～6月分）	7月20日
第2期（7月分～9月分）	10月20日
第3期（10月分～12月分）	1月20日
第4期（1月分～3月分）	4月20日

5 このような場合は必ず申請・届出を行ってください

下記のような状況に変更等あった際は、速やかに必要書類をこども政策課へ提出し、認定変更などの申請・届出を行ってください。

主な変更の内容	提出書類
さくら市外へ転居する	給付認定 取消届
退園する	給付認定 取消届
預かり保育の利用をやめる (第2・3号の取消)	給付認定 取消届 ※新制度未移行幼稚園に通っている場合は、 別途「第1号」への変更が必要です。
世帯構成が変わった (離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等)	申出書
仕事を辞めた(求職活動を行う)	・求職活動申立書 ・求職活動の状況がわかる書類 の写し
就労状況が変わった(勤務時間、仕事を始めた、仕事が変わった等)	就労証明書
産前産後休暇に入る (産前3か月、産後3か月)	・疾病・介護申告書 ・母子手帳の写し
育児休業を取得するが、施設等の利用を継続する	就労証明書
市民税非課税世帯ではなくなった(0~2歳児クラスまで)	こども政策課へご連絡ください
その他家庭の状況が変わった	こども政策課へご連絡ください

※求職、妊娠・出産、育休の場合は、「3 申請に必要な書類」の欄をご参照ください。

※新制度未移行幼稚園に通い、預かり保育の利用をやめる場合は、別途第1号認定が必要です。

6 認定開始後の確認事項(現況届について)

預かり保育や認可外保育施設等を利用し、無償化給付を受ける方は、毎年7月に保育を必要とする事由の確認のため、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届」と保育を必要とすることを証明する書類の提出が必要です。

提出がない場合や保育を必要とする事由が確認できない場合は、無償化が受けられなくなります。

7 お問合せ先

さくら市 健康福祉部 こども政策課 保育係
(さくら市役所第二庁舎1階)
TEL: 028-681-1125

